

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	身体障害者手帳発行管理事務に係る特定個人情報保護評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

埼玉県は、身体障害者手帳発行管理事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

埼玉県知事

## 公表日

令和5年1月4日

## 項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所





<b>3. 特定個人情報ファイル名</b>	
身体障害者手帳交付台帳ファイル	
<b>4. 個人番号の利用 ※</b>	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 項番11
<b>5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※</b>	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 項番10、14、16、16の2、20、27、28、31、54、55、56の2、57、79、85の2、106、108、116(情報提供)
<b>6. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	福祉部総合リハビリテーションセンター
②所属長の役職名	センター長
<b>7. 他の評価実施機関</b>	

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
身体障害者手帳交付台帳ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	・身体障害者手帳発行管理事務の申請者
その必要性	・身体障害者福祉法施行令第9条により、身体障害者の手帳交付情報を管理することが定められているため。 ・身体障害者手帳発行管理事務を実施する上で、身体障害者の認定情報が必要であるため。
④記録される項目	[ 50項目以上100項目未満 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 個人番号 [ ] 個人番号対応符号 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ ] 連絡先(電話番号等) [ ] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [ ] 国税関係情報 [ ] 地方税関係情報 [ ] 健康・医療関係情報 [ ] 医療保険関係情報 [ ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ ] 雇用・労働関係情報 [ ] 年金関係情報 [ ] 学校・教育関係情報 [ ] 災害関係情報 [ ] その他 ( )
その妥当性	身体障害者福祉法施行令第9条により、身体障害者に係る身体障害者手帳交付について記録した台帳を備えることとされており、その記載項目を記録する必要があるため。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月
⑥事務担当部署	福祉部総合リハビリテーションセンター

3. 特定個人情報の入手・使用									
①入手元 ※	<input checked="" type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )								
②入手方法	<input checked="" type="checkbox"/> 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ ] 専用線 [ ] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( )								
③使用目的 ※	身体障害者福祉法施行令第9条により、身体障害者に係る身体障害者手帳交付について記録した台帳を備えることが定められているため。								
④使用の主体	使用部署	福祉部総合リハビリテーションセンター 福祉局相談部障害認定担当							
	使用者数	[ 10人未満 ] <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑤使用方法	<p>・身体障害者福祉法第15条第4項による審査に基づいて身体障害者手帳を交付し、身体障害者福祉法施行令第9条第1項に基づき交付に関する事項について身体障害者手帳交付台帳として記録する。交付に関する事項は、番号法上情報提供対象情報として定められているため、本人から申請時に取得した個人番号と紐付けて管理を行う。</p>								
	情報の突合	情報提供のみのため、行っていない。							
⑥使用開始日	平成28年1月5日								

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[ 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 2 ) 件	
<b>委託事項1</b>		
身障・療育手帳交付業務委託		
①委託内容	・特定個人情報データを取り扱う書類の收受・チェック・仕分け作業を行う。 ・特定個人情報を含む情報を参照し、身障・療育手帳交付システムのデータ登録作業を行う。 ・登録した特定個人情報の照合、印刷、発送準備等を行う。	
②委託先における取扱者数	[ 10人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名 株式会社日東テクノプレーン		
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
<b>委託事項2～5</b>		
<b>委託事項2</b>		
身障・療育手帳交付システムサポート管理業務委託		
①委託内容	・システムに関するサポート業務 ・システム障害に係る復旧作業 ・システムの軽微のプログラム修正 等	
②委託先における取扱者数	[ 10人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名 ミツイワ株式会社関東営業部		
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
<b>委託事項3</b>		
①委託内容		
②委託先における取扱者数	[ ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名		
再委託	④再委託の有無 ※	[ ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
<b>委託事項4</b>		
<b>委託事項5</b>		

委託事項6～10

委託事項11～15

委託事項16～20

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 提供を行っている ( 17 ) 件 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 移転を行っている ( 1 ) 件 [ ] 行っていない
提供先1	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二項番10(情報提供)
②提供先における用途	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	身体障害者手帳に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・身体障害者手帳発行管理事務の申請者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
提供先2～5	
提供先2	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二項番14(情報提供)
②提供先における用途	児童福祉法による障害児入所給付費、高額障害児入所給付費又は特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	身体障害者手帳に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・身体障害者手帳発行管理事務の申請者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
提供先3	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二項番16(情報提供)
②提供先における用途	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	身体障害者手帳に関する情報であって主務省令で定めるもの

④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・身体障害者手帳発行管理事務の申請者	
⑥提供方法	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )	[ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] 紙
⑦時期・頻度	随時	
<b>提供先4</b>	市町村長	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二項番16の2(情報提供)	
②提供先における用途	予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	身体障害者手帳に関する情報であって主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・身体障害者手帳発行管理事務の申請者	
⑥提供方法	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )	[ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] 紙
⑦時期・頻度	随時	
<b>提供先5</b>	市町村長	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二項番20(情報提供)	
②提供先における用途	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	身体障害者手帳に関する情報であって主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・身体障害者手帳発行管理事務の申請者	
⑥提供方法	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )	[ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] 紙
⑦時期・頻度	随時	

提供先6～10	
提供先6	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二項番27(情報提供)
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	身体障害者手帳に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 1万人未満</li> <li>2) 1万人以上10万人未満</li> <li>3) 10万人以上100万人未満</li> <li>4) 100万人以上1,000万人未満</li> <li>5) 1,000万人以上</li> </ul>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・身体障害者手帳発行管理事務の申請者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
提供先7	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二項番28(情報提供)
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	身体障害者手帳に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 1万人未満</li> <li>2) 1万人以上10万人未満</li> <li>3) 10万人以上100万人未満</li> <li>4) 100万人以上1,000万人未満</li> <li>5) 1,000万人以上</li> </ul>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・身体障害者手帳発行管理事務の申請者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
提供先8	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二項番31(情報提供)
②提供先における用途	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	身体障害者手帳に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 1万人未満</li> <li>2) 1万人以上10万人未満</li> <li>3) 10万人以上100万人未満</li> <li>4) 100万人以上1,000万人未満</li> <li>5) 1,000万人以上</li> </ul>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・身体障害者手帳発行管理事務の申請者

⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
<b>提供先9</b>	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二項番54(情報提供)
②提供先における用途	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	身体障害者手帳に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・身体障害者手帳発行管理事務の申請者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
<b>提供先10</b>	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二項番55(情報提供)
②提供先における用途	障害者の雇用の促進等に関する法律による職業紹介等、障害者職業センターの設置及び運営、納付金関係業務若しくは納付金関係業務に相当する業務の実施、在宅就業障害者特例調整金若しくは報奨金等の支給又は登録に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	身体障害者手帳に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・身体障害者手帳発行管理事務の申請者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
<b>提供先11～15</b>	

<b>提供先11</b>	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二項番56の2(情報提供)
②提供先における用途	災害対策基本法による避難行動要支援者名簿、個別避難計画又は被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	身体障害者手帳に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・身体障害者手帳発行管理事務の申請者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
<b>提供先12</b>	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二項番57(情報提供)
②提供先における用途	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	身体障害者手帳に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・身体障害者手帳発行管理事務の申請者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
<b>提供先13</b>	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二項番79(情報提供)
②提供先における用途	雇用保険法による雇用安定事業又は能力開発事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	身体障害者手帳に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・身体障害者手帳発行管理事務の申請者

⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
<b>提供先14</b>	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二項番85の2(情報提供)
②提供先における用途	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	身体障害者手帳に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <small>&lt;選択肢&gt; 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・身体障害者手帳発行管理事務の申請者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
<b>提供先15</b>	独立行政法人日本学生支援機構
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二項番106(情報提供)
②提供先における用途	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	身体障害者手帳に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <small>&lt;選択肢&gt; 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・身体障害者手帳発行管理事務の申請者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
<b>提供先16～20</b>	

<b>提供先16</b>	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二項番108(情報提供)
②提供先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	身体障害者手帳に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・身体障害者手帳発行管理事務の申請者
⑥提供方法	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
<b>提供先17</b>	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二項番116(情報提供)
②提供先における用途	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	身体障害者手帳に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・身体障害者手帳発行管理事務の申請者
⑥提供方法	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時



**(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目**

身体障害者手帳交付申請受付台帳

受付番号、受付事由(新規、障害名・程度変更、再交付、変更、県内転入、県外転出、死亡、非該当、その他、審議会諮問)、受付日、決裁日、手帳交付番号、初回交付日、管轄福祉事務所、本人個人番号、本人氏名、本人苗字カナ、本人名前カナ、本人性別、本人生年月日、本人本籍地、本人都道府県コード、本人住所コード、本人漢字住所、保護者氏名、保護者苗字カナ、保護者名前カナ、続柄、保護者都道府県コード、保護者住所コード、保護者漢字住所、摘要、却下年月日、照会年月日、審議会諮問年月日

身体障害者手帳交付台帳

区分(新規、障害名・程度変更、再交付、変更、県内転入、県外転出、死亡、非該当、その他、審議会諮問)、手帳交付番号、旧手帳番号、初回交付日、再交付日、変更返還日、本人個人番号、本人氏名、本人苗字カナ、本人名前カナ、本人性別、本人生年月日、本人本籍地コード、本籍地名、本人都道府県コード、本人都道府県名、本人住所コード、本人住所漢字、福祉事務所コード、福祉事務所名、審議会番号、保護者氏名、保護者苗字カナ、保護者名前カナ、続柄、保護者都道府県コード、保護者都道府県名、保護者住所コード、保護者漢字住所、転入元コード、転入元名、転出先コード、転出先名、障害コード、障害名、障害区分、障害区分名、等級、総合等級、種別、視力右、視力左、聴力右、視力左、備考1、備考2、審議会諮問区分、審議会諮問番号、交付番号、一部審議会、審議会障害区分、審議会障害区分名、指定医の意見、審議会結果、審議会結果年月日、再認定障害区分、再認定障害区分名、再認定年月、再認定文書番号、再認定督促文書番号、再認定処理年月日

### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
身体障害者手帳交付台帳ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請者向けの説明資料において、添付書類の名称を具体的に指定することで、必要のない情報や対象者が含まれるリスクを低減する。また、提出時に必要のない情報等が含まれていた場合には返却や、不要な箇所に黒塗りを行う等の対応を徹底する。</li> <li>・業務遂行にあたって申請書に記載された以外の情報は使用しない。申請書には、取得が認められない特定個人情報に係る情報に関する記載欄を設けないほか、職員に対しては、口頭であっても、不要な情報を取得しないよう指導している。</li> <li>・上記の内容について事務処理手引きに記載し、研修等の機会を通じて職員に徹底している。</li> <li>・他機関への文書照会等を行う場合は回答用の書式を添付し、必要のない情報が回答されないようにする。</li> <li>・業務遂行にあたって申請書に記載された以外の情報は使用しない。申請書には、取得が認められない特定個人情報に係る情報に関する記載欄を設けないほか、職員に対しては、口頭であっても、不要な情報を取得しないよう指導している。</li> <li>・上記の内容について事務処理手引きに記載し、研修等の機会を通じて職員に徹底している。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 特に力を入れている ]      &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>(情報システムにおける措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該事務を行う職員以外がシステムを参照できないよう、職員ごとに異なるIDを付与し、パスワードは3か月ごとに更新することとしている。また、業務上必要性のない情報項目については保存しないこととしている。</li> <li>・上記の内容について事務処理手引きに記載し、研修等の機会を通じて職員に徹底する。</li> </ul> <p>&lt;統合宛名システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報照会によって取得した特定個人情報については、事務ごとに独立した領域に保存し、事務を超えた紐付けは一切行わない仕組みとしている。</li> <li>・各事務が情報提供のために統合宛名システムに登録した情報については、照会者元の事務から参照可能な情報のみを参照できるようアクセス制限を行う。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]      &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<p>[ 行っている ]      &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 行っている      2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該事務に関係する職員一人ひとりに対してIDを発行し、パスワードによる認証を行っている。パスワードは3か月ごとに更新することとしている。</li> <li>・ID及びパスワードについては、他人に知られることがない方法で管理するよう徹底している。</li> </ul>



4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報を含む機密情報の取り扱い者については、埼玉県個人情報保護条例第9条(安全確保の措置)、第10条(従事者の義務)、第66条及び第67条(罰則)について説明を受け、誓約書を提出した者に限るよう定めている。</li> <li>・特定個人情報を含む機密情報を取り扱う業務については、作業場所等を特定し、情報セキュリティに必要な措置を講じるよう定めている。</li> <li>・特定個人情報を含む機密情報の複製や持出、送信等については、原則として禁止している。</li> <li>・発注者から提供された特定個人情報を含む機密情報については、業務終了後に複製とともに返還あるいは発注者立ち会いの下に廃棄すべきことを定めている。</li> <li>・特定個人情報を含む機密情報の取扱状況について、発注者が必要に応じて報告を求め、実地に調査を行えることとしている。</li> </ul>	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再委託は原則として禁止しているが、やむを得ない場合は、再委託先における従事者より、特定個人情報を含む秘密事項の使用や管理上の要件について明示した、作業者名義の書類(誓約書等)を提出させた上で、書面により許諾している。</li> </ul>	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条に基づき、他の機関に対して情報の提供を行う場合は、情報提供ネットワークを利用することとしており、中間サーバーの情報提供のログを定期的に確認することとしている。</li> <li>・庁内の他部門に対して、個人番号を含む情報を提供する場合は、統合宛名システムを使用することとしており、団体内統合宛名システムの情報移転のログを定期的に確認することとしている。</li> <li>・情報提供ネットワークあるいは統合宛名システムによらず、独自にファイルを出力して送信等を行うことを防止するため、業務システムから個人番号を含むファイルを出力する際には、出力指示者と日時を記録する仕組みとしている。また、職員用端末については、USBメモリ等の外部記憶媒体に書き込むことができる端末を制限し、無許可で情報を持ち出せないようにしている。</li> <li>・上記の内容について事務処理手続きに記載し、研修等の機会を通じて職員に徹底し、自己点検及び内部監査において、提供・移転のルールが遵守されているかを確認することとしている。</li> </ul>	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ○ ] 接続しない(入手)	[ ] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;業務担当課における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバー・ソフトウェアの自動提供機能を使用することにより、情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求にのみ対応する。</li> <li>・中間サーバー・ソフトウェアへの特定個人情報の登録は、不正な提供を防止する機能を備えた統合宛名システム経由でのみ実施する。また、登録に先立って、間違った情報が提供されないよう事前確認を実施することとしている。</li> </ul> <p>&lt;統合宛名システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバーへの登録にあたっては、ログインした職員の所属によって、提供可能な情報項目について判断し、それ以外の項目については中間サーバーに送信しない仕組みとしている。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報提供機能により、情報提供ネットワークにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</li> <li>・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</li> <li>・機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</li> <li>・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</li> </ul>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワークを利用することにより、安全性を確保している。</li> <li>・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体毎に区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体で合っても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</li> </ul>			

**7. 特定個人情報の保管・消去**

リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
----------------	--------------	--

②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
--	----------	--------------------------

その内容	
------	--

再発防止策の内容	
----------	--

その他の措置の内容	<埼玉県における措置> ・情報セキュリティ事故等に備え、組織内の連絡体制及び情報セキュリティ運営管理者等への連絡体制を確立することとしている。  <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ・事前に申請承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。 ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。
-----------	--

リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-------------	-----------	--

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

- 特定個人情報を取り扱うシステムは、インターネットから分離されたネットワーク及び専用パソコンで利用する。

8. 監査	
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検                      [ <input type="radio"/> ] 内部監査                      [    ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[    十分に行っている    ]                      <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p>&lt;県としての措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員各層を対象にした研修において、情報セキュリティに関する事項を取り上げ、解説するようにしている。</li> <li>・本評価書に示したリスクに対する措置について、[事務処理手引き]に記載している。</li> <li>・本評価書に示したリスクに対する措置について、新任の職員に対する研修において解説するようにしている。</li> <li>・職員に対して自己点検シートを提供し、情報セキュリティの確保のための適切な取り組みの啓発や定着を図っている。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。</li> </ul>
10. その他のリスク対策	
<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</li> </ul>	

## IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	埼玉県総合リハビリテーションセンター 上尾市西貝塚148-1 048-725-0216
②請求方法	埼玉県個人情報保護条例に基づき、開示請求書に住所、氏名、請求する保有個人情報の内容などの必要事項を記入し、請求する個人情報の本人であることを証明する書類を持参の上、①請求先の機関または県政情報センターに提出する。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	埼玉県総合リハビリテーションセンター 上尾市西貝塚148-1 048-725-0216
②対応方法	問い合わせの受付時に記票し、対応内容を記録に残す。

## V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和2年3月27日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

## (別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年2月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム 団体内統合宛名システム システム2 ②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務担当者からの依頼に基づいて、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」を発番し、個人番号との対応を管理するとともに、中間サーバーに対して、情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」の取得依頼を送信する。</li> <li>・業務担当者が入力した情報照会依頼情報について、当該業務から照会可能な情報であることを確認した上で、個人番号の団体内統合宛名番号への変換、文字コードの変換等を行った上で中間サーバーに送信し、情報照会依頼として登録する。</li> <li>・業務担当者の依頼に基づき、情報照会結果を中間サーバーから取得し、表示・出力を行う。</li> <li>・業務担当者が入力した情報提供対象情報について、個人番号の団体内統合宛名番号への変換、文字コードの変換を行った上で中間サーバーに送信し、情報提供可能な副本として登録する。</li> <li>・機関内での情報の移転に対応して、機関内の他部署から照会があった場合に該当する情報の表示・出力を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務担当者からの依頼に基づいて、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」を発番し、個人番号との対応を管理するとともに、中間サーバーに対して、情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」の取得依頼を送信する。</li> <li>・業務担当者が入力した情報照会依頼情報について、当該業務から照会可能な情報であることを確認した上で、個人番号の団体内統合宛名番号への変換、文字コードの変換等を行った上で中間サーバーに送信し、情報照会依頼として登録する。</li> <li>・業務担当者の依頼に基づき、情報照会結果を中間サーバーから取得し、表示・出力を行う。</li> <li>・業務担当者が入力した情報提供対象情報について、個人番号の団体内統合宛名番号への変換、文字コードの変換を行った上で中間サーバーに送信し、情報提供可能な副本として登録する。</li> <li>・機関内での情報の移転に対応して、機関内の他部署から照会があった場合に該当する情報の表示・出力を行う。 (当該事務では情報提供・移転を行うが、情報照会を行わない。当該事務の事務担当者のユーザIDでは情報照会が行えないように、アクセス制御を行う。)</li> </ul>	事前	記載内容の見直し

平成28年2月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム 中間サーバー システム3 ②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」を紐付け、その情報を保管・管理する。</li> <li>・情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。</li> <li>・情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報の提供を行う。</li> <li>・特定個人情報の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。</li> <li>・特定個人情報を副本として、維持・管理する。</li> <li>・中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」を紐付け、その情報を保管・管理する。</li> <li>・情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。</li> <li>・情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報の提供を行う。</li> <li>・特定個人情報の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。</li> <li>・特定個人情報を副本として、維持・管理する。</li> <li>・中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。</li> </ul> <p>(当該事務では情報提供を行うが、情報照会を行わない。当該事務の事務担当者のユーザIDでは団体内統合宛名システムにおいて情報照会が行えないように、アクセス制御を行い、中間サーバーに対して情報照会を行えないようにする。)</p>	事前	記載内容の見直し
平成28年2月1日	I 基本情報 4. 個人番号の利用※ 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 項番11	番号法第9条第1項 別表第一 項番11 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第11条	事後	主務省令の制定
平成28年2月1日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携※ ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二項番16、27、28、31、54、55、56の2、57、79、106及び116(情報提供)	番号法第19条第7号 別表第二項番16、27、28、31、54、55、56の2、57、79、106及び116 番号法別表第二の規定に基づき、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条第1号ハ、同条第3号ハ、第20条第2号イ、同条第6号、第21条第1号イ、同条第2号イ、同条第3号、第22条第1号イ、第2号から第10号、第28条第1号イ、第2号から第10号、第29条第1号、第30条第3号、第31条第1号ハ、同条第2号ハ、第4号イ、第5号ハ、第6号イ、第42条第1号、第53条第1号イ、第2号イ、第3号イ(情報提供)	事後	主務省令の制定
平成28年2月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳発行管理事務の申請者</li> <li>・身体障害者手帳発行管理事務の申請者の保護者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳発行管理事務の申請者</li> </ul>	事前	記載内容の見直し

平成28年2月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者福祉法施行令第9条により、身体障害者の手帳交付情報を管理することが定められているため。</li> <li>・身体障害者手帳発行管理事務を実施する上で、身体障害者の認定情報が必要であるため。</li> <li>・身体障害者福祉法第15条により身体障害者手帳の交付申請について、申請者が15歳未満の場合は、その保護者が代わって申請するものとされており、身体障害者福祉法施行規則第5条、第6条により、その保護者の氏名、続柄及び現住所を身体障害者手帳及び身体障害者手帳交付台帳に記載することになっているため。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者福祉法施行令第9条により、身体障害者の手帳交付情報を管理することが定められているため。</li> <li>・身体障害者手帳発行管理事務を実施する上で、身体障害者の認定情報が必要であるため。</li> </ul>	事前	記載内容の見直し
平成28年2月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第7号 別表第二項番16、27、28、31、54、55、56の2、57、79、106及び116 番号法別表第二の規定に基づき、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条第1号ハ、同条第3号ハ、第20条第2号イ、同条第6号、第21条第1号イ、同条第2号イ、同条第3号、第22条第1号イ、第2号から第10号、第28条第1号イ、第2号から第10号、第29条第1号、第30条第3号、第31条第1号ハ、同条第2号ハ、第4号イ、第5号ハ、第6号イ、第42条第1号、第53条第1号イ、第2号イ、第3号イ	事後	主務省令の制定
平成28年2月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳発行管理事務の申請者</li> <li>・身体障害者手帳発行管理事務の申請者の保護者</li> </ul>	・身体障害者手帳発行管理事務の申請者	事前	記載内容の見直し
平成28年2月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1	番号法第9条第2項に基づく条例で定める移転先となる予定	埼玉県個人番号の利用に関する条例で定める移転先	事後	条例の制定
平成28年2月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例	埼玉県個人番号の利用に関する条例	事後	条例の制定

平成28年2月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 ②移転先における用途	番号法別表第二第二欄に定める事務となる予定	番号法第19条第7号に基づく別表第二第二欄に定める事務	事後	条例の制定
平成28年2月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 ③移転する情報	番号法別表第二第四欄に定める情報となる予定	番号法第19条第7号に基づく別表第二第四欄に定める情報	事後	条例の制定
平成28年2月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	・身体障害者手帳発行管理事務の申請者 ・身体障害者手帳発行管理事務の申請者の保護者	・身体障害者手帳発行管理事務の申請者	事前	記載内容の見直し
平成28年2月1日	(別添1)特定個人情報ファイル記録項目	身体障害者手帳交付申請受付台帳 受付番号、受付事由(新規、障害名・程度変更、再交付、変更、県内転入、県外転出、死亡、非該当、その他、審議会諮問)、受付日、決裁日、手帳交付番号、初回交付日、管轄福祉事務所、本人個人番号、本人氏名、本人苗字カナ、本人名前カナ、本人性別、本人生年月日、本人本籍地、本人都道府県コード、本人住所コード、本人漢字住所、保護者個人番号、保護者氏名、保護者苗字カナ、保護者名前カナ、続柄、保護者都道府県コード、保護者住所コード、保護者漢字住所、摘要、却下年月日、照会年月日、審議会諮問年月日	身体障害者手帳交付申請受付台帳 受付番号、受付事由(新規、障害名・程度変更、再交付、変更、県内転入、県外転出、死亡、非該当、その他、審議会諮問)、受付日、決裁日、手帳交付番号、初回交付日、管轄福祉事務所、本人個人番号、本人氏名、本人苗字カナ、本人名前カナ、本人性別、本人生年月日、本人本籍地、本人都道府県コード、本人住所コード、本人漢字住所、保護者氏名、保護者苗字カナ、保護者名前カナ、続柄、保護者都道府県コード、保護者住所コード、保護者漢字住所、摘要、却下年月日、照会年月日、審議会諮問年月日	事前	記載内容の見直し

<p>平成28年2月1日</p>	<p>(別添1)特定個人情報ファイル記録項目</p>	<p>身体障害者手帳交付台帳          区分(新規、障害名・程度変更、再交付、変更、          県内転入、県外転出、死亡、非該当、その他、          審議会諮問)、手帳交付番号、旧手帳番号、初          回交付日、再交付日、変更返還日、本人個人番          号、本人氏名、本人苗字カナ、本人名前カナ、          本人性別、本人生年月日、本人本籍地コード、          本籍地名、本人都道府県コード、本人都道府県          名、本人住所コード、本人住所漢字、福祉事務          所コード、福祉事務所名、審議会番号、保護者          個人番号、保護者氏名、保護者苗字カナ、保護          者名前カナ、続柄、保護者都道府県コード、保          護者都道府県名、保護者住所コード、保護者漢          字住所、転入元コード、転入元名、転出先コー          ド、転出先名、障害コード、障害名、障害区分、          障害区分名、等級、総合等級、種別、視力右、          視力左、聴力右、視力左、備考1、備考2、審議          会諮問区分、審議会諮問番号、交付番号、一部          審議会、審議会障害区分、審議会障害区分名、          指定医の意見、審議会結果、審議会結果年月          日、再認定障害区分、再認定障害区分名、再認          定年月、再認定文書番号、再認定督促文書番          号、再認定処理年月日</p>	<p>身体障害者手帳交付台帳          区分(新規、障害名・程度変更、再交付、変更、          県内転入、県外転出、死亡、非該当、その他、          審議会諮問)、手帳交付番号、旧手帳番号、初          回交付日、再交付日、変更返還日、本人個人番          号、本人氏名、本人苗字カナ、本人名前カナ、          本人性別、本人生年月日、本人本籍地コード、          本籍地名、本人都道府県コード、本人都道府県          名、本人住所コード、本人住所漢字、福祉事務          所コード、福祉事務所名、審議会番号、保護者          氏名、保護者苗字カナ、保護者名前カナ、続          柄、保護者都道府県コード、保護者都道府県          名、保護者住所コード、保護者漢字住所、転入          元コード、転入元名、転出先コード、転出先名、          障害コード、障害名、障害区分、障害区分名、          等級、総合等級、種別、視力右、視力左、聴力          右、視力左、備考1、備考2、審議会諮問区分、          審議会諮問番号、交付番号、一部審議会、審議          会障害区分、審議会障害区分名、指定医の意          見、審議会結果、審議会結果年月日、再認定障          害区分、再認定障害区分名、再認定年月、再認          定文書番号、再認定督促文書番号、再認定処          理年月日</p>	<p>事前</p>	<p>記載内容の見直し</p>
------------------	----------------------------	--	--	-----------	-----------------

平成28年2月1日	Ⅲリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条に基づき、他の機関に対して情報の提供を行う場合は、情報提供ネットワークを利用することとしている。</li> <li>・庁内の他部門に対して、個人番号を含む情報を提供する場合は、統合宛名システムを使用することとしている。</li> <li>・情報提供ネットワークあるいは統合宛名システムによらず、独自にファイルを出力して送信等を行うことを防止するため、業務システムから個人番号を含むファイルを出力する際には、出力指示者と日時を記録する仕組みとしている。また、職員用端末については、USBメモリ等の外部記憶媒体に書き込むことができる端末を制限し、無許可で情報を持ち出せないようにしている。</li> <li>・上記の内容について事務処理手引きに記載し、研修等の機会を通じて職員に徹底する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条に基づき、他の機関に対して情報の提供を行う場合は、情報提供ネットワークを利用することとしており、中間サーバーの情報提供のログを定期的に確認することとしている。</li> <li>・庁内の他部門に対して、個人番号を含む情報を提供する場合は、統合宛名システムを使用することとしており、団体内統合宛名システムの情報移転のログを定期的に確認することとしている。</li> <li>・情報提供ネットワークあるいは統合宛名システムによらず、独自にファイルを出力して送信等を行うことを防止するため、業務システムから個人番号を含むファイルを出力する際には、出力指示者と日時を記録する仕組みとしている。また、職員用端末については、USBメモリ等の外部記憶媒体に書き込むことができる端末を制限し、無許可で情報を持ち出せないようにしている。</li> <li>・上記の内容について事務処理手引きに記載し、研修等の機会を通じて職員に徹底し、自己点検及び内部監査において、提供・移転のルールが遵守されているかを確認することとしている。</li> </ul>	事前	記載内容の見直し
平成29年3月30日	Ⅰ 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	高木 博史	丸山 徹	事後	人事異動
平成29年3月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑤保有開始日	平成28年1月(予定)	平成29年1月	事後	時点修正
平成29年3月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二項番16、27、28、31、54、55、56の2、57、79、106及び116 番号法別表第二の規定に基づき、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条第1号ハ、同条第3号ハ、第20条第2号イ、同条第6号、第21条第1号イ、同条第2号イ、同条第3号、第22条第1号イ、第2号から第10号、第28条第1号イ、第2号から第10号、第29条第1号、第30条第3号、第31条第1号ハ、同条第2号ハ、第4号イ、第5号ハ、第6号イ、第42条第1号、第53条第1号イ、第2号イ、第3号イ	番号法第19条第7号 別表第二項番16、27、28、31、54、55、56の2、57、79、106及び116 番号法別表第二の規定に基づき、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条第1号へ、同条第3号ト、第20条第2号イ、同条第6号、第21条第1号イ、同条第2号イ、同条第3号、第22条第1号イ、第2号から第11号、第28条第1号イ、第2号から第10号、第29条第1号、第30条第4号、第31条第1号ハ、同条第2号ハ、第4号イ、第5号ハ、第6号イ、第42条第1号、第53条第1号イ、第2号イ、第3号イ、第59条の2第1号へ、第2号から第4号	事後	主務省令の制定

平成29年3月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	—	・ 特定個人情報を取り扱うシステムは、インターネットから分離されたネットワーク及び専用パソコンで利用する。	事後	対策強化 ・リスクを軽減させる変更であり、重要な変更にあたらないため
平成29年3月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	—	・ 特定個人情報を取り扱うシステムは、インターネットから分離されたネットワーク及び専用パソコンで利用する。	事後	対策強化 ・リスクを軽減させる変更であり、重要な変更にあたらないため
平成30年3月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二項番16、27、28、31、54、55、56の2、57、79、106及び116 番号法別表第二の規定に基づき、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条第1号へ、同条第3号ト、第20条第2号イ、同条第6号、第21条第1号イ、同条第2号イ、同条第3号、第22条第1号イ、第2号から第11号、第28条第1号イ、第2号から第10号、第29条第1号、第30条第4号、第31条第1号ハ、同条第2号ハ、第4号イ、第5号ハ、第6号イ、第42条第1号、第53条第1号イ、第2号イ、第3号イ、第59条の2第1号へ、第2号から第4号(情報提供)	番号法第19条第7号 別表第二項番16、27、28、31、54、55、56の2、57、79、106及び116(情報提供) 番号法別表第二の規定に基づき、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条第1号へ、同条第2号ホ、同条第4号ト、同条第6号ホ、同条第8号ト、第20条第2号イ、同条第6号、第21条第1号イ、同条第2号イ、同条第3号、第22条第1号イ、第2号から第10号、第28条第1号イ、第2号から第10号、第29条第1号、第30条第4号、第31条第1号ハ、同条第2号ハ、第4号イ、第5号ハ、第6号イ、第42条第1号、第43条の4イ、第53条第1号ロ、第2号ロ、第3号イ、第55条第2号ト、同条5号イ、同条第6号二、同条第10号ハ(情報提供)	事後	主務省令の制定
平成31年3月28日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	センター長 丸山 徹	センター長	事後	記載事項修正

<p>平成31年3月28日</p>	<p>I 基本情報 5. 需要法提供 ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠</p>	<p>番号法第19条第7号 別表第二項番16、27、28、31、54、55、56の2、57、79、106及び116(情報提供) 番号法別表第二の規定に基づき、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条第1号へ、同条第2号ホ、同条第4号ト、同条第6号ホ、同条第8号ト、第20条第2号イ、同条第6号、第21条第1号イ、同条第2号イ、同条第3号、第22条第1号イ、第2号から第10号、第28条第1号イ、第2号から第10号、第29条第1号、第30条第4号、第31条第1号ハ、同条第2号ハ、第4号イ、第5号ハ、第6号イ、第42条第1号、第43条の4イ、第53条第1号ロ、第2号ロ、第3号イ、第55条第2号ト、同条5号イ、同条第6号二、同条第10号ハ(情報提供)</p>	<p>番号法第19条第7号 別表第二項番16、20、27、28、31、54、55、56の2、57、79、85の2、106、108、116(情報提供) 番号法別表第二の規定に基づき、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条第1号へ、同条第2号ホ、同条第4号ト、同条第6号ホ、同条第8号ト、第14条第1号イ、同条第2号イ、20条第2号イ、同条第6号、第21条第1号イ、同条第2号イ、同条第3号、第22条第1号イ、第2号から第11号、第28条第1号イ、第2号から第10号、第29条第1号、第30条第4号、第31条第1号ハ、同条第2号ハ、第4号イ、第5号ハ、第6号イ、第42条第1号、第43条の4 1号イ、第53条第1号ロ、第2号ロ、第3号イ、第55条第1号ト、同条5号イ、同条第6号二、同条第10号ハ、第59条の2第1号ト(情報提供)</p>	<p>事後</p>	<p>主務省令の制定</p>
<p>平成31年3月28日</p>	<p>II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ①法令上の根拠</p>	<p>番号法第19条第7号 別表第二項番16、27、28、31、54、55、56の2、57、79、106及び116(情報提供) 番号法別表第二の規定に基づき、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条第1号へ、同条第2号ホ、同条第4号ト、同条第6号ホ、同条第8号ト、第20条第2号イ、同条第6号、第21条第1号イ、同条第2号イ、同条第3号、第22条第1号イ、第2号から第10号、第28条第1号イ、第2号から第10号、第29条第1号、第30条第4号、第31条第1号ハ、同条第2号ハ、第4号イ、第5号ハ、第6号イ、第42条第1号、第43条の4イ、第53条第1号ロ、第2号ロ、第3号イ、第55条第2号ト、同条5号イ、同条第6号二、同条第10号ハ(情報提供)</p>	<p>番号法第19条第7号 別表第二項番16、20、27、28、31、54、55、56の2、57、79、85の2、106、108、116(情報提供) 番号法別表第二の規定に基づき、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条第1号へ、同条第2号ホ、同条第4号ト、同条第6号ホ、同条第8号ト、第14条第1号イ、同条第2号イ、20条第2号イ、同条第6号、第21条第1号イ、同条第2号イ、同条第3号、第22条第1号イ、第2号から第11号、第28条第1号イ、第2号から第10号、第29条第1号、第30条第4号、第31条第1号ハ、同条第2号ハ、第4号イ、第5号ハ、第6号イ、第42条第1号、第43条の4 1号イ、第53条第1号ロ、第2号ロ、第3号イ、第55条第1号ト、同条5号イ、同条第6号二、同条第10号ハ、第59条の2第1号ト(情報提供)</p>	<p>事後</p>	<p>主務省令の制定</p>

令和2年3月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先2 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二項番16、20、27、28、31、54、55、56の2、57、79、85の2、106、108、116(情報提供) 番号法別表第二の規定に基づき、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条第1号へ、同条第2号ホ、同条第4号ト、同条第6号ホ、同条第8号ト、第14条第1号イ、同条第2号イ、20条第2号イ、同条第6号、第21条第1号イ、同条第2号イ、同条第3号、第22条第1号イ、第2号から第11号、第28条第1号イ、第2号から第10号、第29条第1号、第30条第4号、第31条第1号ハ、同条第2号ハ、第4号イ、第5号ハ、第6号イ、第42条第1号、第43条の4 1号イ、第53条第1号ロ、第2号ロ、第3号イ、第55条第1号ト、同条5号イ、同条第6号ニ、同条第10号ハ、第59条の2第1号ト(情報提供)	番号法第19条第7号 別表第二項番20、27、28、31、54、55、56の2、57、79、85の2、106、108、116(情報提供) 番号法別表第二の規定に基づき、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第9条第1号ロ、第4号ロ、第11条第1号ロ、第12条第1号ト、同条第2号へ、同条第4号ト、同条第6号へ、同条第8号ト、第12条の二第1号、第14条第1号イ、同条第2号イ、20条第2号イ、第21条第1号イ、同条第2号イ、同条第3号、第22条第1号イ、第2号から第11号、第28条第1号イ、第2号から第10号、第29条第1号、第30条第4号、第31条第1号ハ、同条第2号ハ、第4号イ、第5号ハ、第6号イ、第42条第1号、第43条の4 1号イ、第53条第1号ロ、第2号ロ、第3号イ、第55条第1号ト、同条5号イ、同条第6号ニ、同条第10号ハ、第59条の2第1号ト(情報提供)	事後	主務省令の制定
令和2年3月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3	身障・療育手帳交付システム改修業務委託	削除	事後	改修を行わなくなったものであり、重要な変更にあたらないため
令和2年3月30日	Ⅴ 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	平成27年3月24日	令和2年3月27日	事後	時点修正
令和3年3月30日	Ⅰ 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二項番20、27、28、31、54、55、56の2、57、79、85の2、106、108、116(情報提供) 番号法別表第二の規定に基づき、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第9条第1号ロ、第4号ロ、第11条第1号ロ、第12条第1号ト、同条第2号へ、同条第4号ト、同条第6号へ、同条第8号ト、第12条の二第1号、第14条第1号イ、同条第2号イ、20条第2号イ、第21条第1号イ、同条第2号イ、同条第3号、第22条第1号イ、第2号から第11号、第28条第1号イ、第2号から第10号、第29条第1号、第30条第4号、第31条第1号ハ、同条第2号ハ、第4号イ、第5号ハ、第6号イ、第42条第1号、第43条の4 1号イ、第53条第1号ロ、第2号ロ、第3号イ、第55条第1号ト、同条5号イ、同条第6号ニ、同条第10号ハ、第59条の2第1号ト(情報提供)	番号法第19条第7号 別表第二項番20、27、28、31、54、55、56の2、57、79、85の2、106、108、116(情報提供) 番号法別表第二の規定に基づき、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第9条第1号ロ、第4号ロ、第11条第1号ロ、第12条第1号ト、同条第2号へ、同条第4号ト、同条第6号へ、同条第8号ト、第12条の二第1号、第14条第1号イ、同条第2号イ、20条第2号イ、第21条第1号イ、同条第2号イ、同条第3号、第22条第1号イ、第2号から第11号、第28条第1号イ、第2号から第10号、第29条第1号、第30条第4号、第31条第1号ハ、同条第2号ハ、第4号イ、第5号ハ、第6号ハ、第7号イ、第42条第1号、第43条の4 1号イ、第53条第1号ハ、第2号ロ、第3号イ、第55条第1号ト、同条5号イ、同条第6号ニ、同条第11号ハ、第59条の2の2第1号ト(情報提供)	事後	主務省令の改正

<p>令和3年3月30日</p>	<p>Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転</p>	<p>番号法第19条第7号 別表第二項番20、27、28、31、54、55、56の2、57、79、85の2、106、108、116(情報提供)  番号法別表第二の規定に基づき、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第9条第1号ロ、第4号ロ、第11条第1号ロ、第12条第1号ト、同条第2号ヘ、同条第4号ト、同条第6号ヘ、同条第8号ト、第12条の二第1号、第14条第1号イ、同条第2号イ、20条第2号イ、第21条第1号イ、同条第2号イ、同条第3号、第22条第1号イ、第2号から第11号、第28条第1号イ、第2号から第10号、第29条第1号、第30条第4号、第31条第1号ハ、同条第2号ハ、第4号イ、第5号ハ、第6号イ、第42条第1号、第43条の4 1号イ、第53条第1号ロ、第2号ロ、第3号イ、第55条第1号ト、同条5号イ、同条第6号二、同条第10号ハ、第59条の2第1号ト(情報提供)</p>	<p>番号法第19条第7号 別表第二項番20、27、28、31、54、55、56の2、57、79、85の2、106、108、116(情報提供)  番号法別表第二の規定に基づき、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第9条第1号ロ、第4号ロ、第11条第1号ロ、第12条第1号ト、同条第2号ヘ、同条第4号ト、同条第6号ヘ、同条第8号ト、第12条の二第1号、第14条第1号イ、同条第2号イ、20条第2号イ、第21条第1号イ、同条第2号イ、同条第3号、第22条第1号イ、第2号から第11号、第28条第1号イ、第2号から第10号、第29条第1号、第30条第4号、第31条第1号ハ、同条第2号ハ、第4号イ、第5号ハ、第6号ハ、第7号イ、第42条第1号、第43条の4 1号イ、第53条第1号ハ、第2号ロ、第3号イ、第55条第1号ト、同条5号イ、同条第6号二、同条第11号ハ、第59条の2の2第1号ト(情報提供)</p>	<p>事後</p>	<p>主務省令の改正</p>
<p>令和3年3月30日</p>	<p>Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所</p>	<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;  ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。  ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>	<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;  ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。  ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>	<p>事後</p>	<p>対策強化  ・リスクを軽減させる変更であり、重要な変更にあたらないため</p>

<p>令和3年3月30日</p>	<p>Ⅲリスク対策 6. 情報提供ネットワークとの接続 リスク 2: 不正な提供が行われるリスク リスクに対する措置の内容</p>	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt; ・情報提供機能により、情報提供ネットワークにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報提供が不正に提供されるリスクに対応している。 ・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報提供が不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p>	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt; ・情報提供機能により、情報提供ネットワークにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報提供が不正に提供されるリスクに対応している。 ・機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報提供が不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p>	<p>事後</p>	<p>対策強化 ・リスクを軽減させる変更であり、重要な変更にあたらないため</p>
------------------	---	---	---	-----------	---

<p>令和3年3月30日</p>	<p>Ⅲリスク対策 7. 特定個人情報 の保管・消去 その他の措 置の内容</p>	<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置 &gt; ・中間サーバー・プラットフォームをデータセン ターに構築し、設置場所への入退室者管理、有 人監視及び施錠管理をすることとしている。ま た、設置場所はデータセンター内の専用の領域 とし、他テナントとの混在によるリスクを回避す る。 ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コン ピュータウイルスやハッキングなどの脅威から ネットワークを効率的かつ包括的に保護する装 置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵 入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス 対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を 行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必 要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p>	<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置 &gt; ・中間サーバー・プラットフォームをデータセン ターに構築し、設置場所への入退室者管理、有 人監視及び施錠管理をすることとしている。ま た、設置場所はデータセンター内の専用の領域 とし、他テナントとの混在によるリスクを回避す る。 ・事前に申請し承認されてない物品、記憶媒 体、通信機器などを不正に所持し、持出持込す ることがないよう、警備員などにより確認して いる。 ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コン ピュータウイルスやハッキングなどの脅威から ネットワークを効率的かつ包括的に保護する装 置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵 入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス 対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を 行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必 要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p>	<p>事後</p>	<p>対策強化 ・リスクを軽減させる変更であ り、重要な変更にあたらない ため</p>
<p>令和3年3月30日</p>	<p>Ⅲリスク対策 9. 従業者に対 する教育・啓発 具体的な内 容</p>	<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置 &gt; ・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わ る職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等 を実施することとしている。 ・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く 場合は、運用規則等について研修を行うことと している。</p>	<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置 &gt; ・IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情 報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ 教育資料を作成し、中間サーバー・プラット フォームの運用に携わる職員及び事業者に対 し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリ ティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新 規要員着任時)実施することとしている。</p>	<p>事後</p>	<p>対策強化 ・リスクを軽減させる変更であ り、重要な変更にあたらない ため</p>

令和3年12月27日	I 基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 項番11 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第11条	番号法第9条第1項 別表第一 項番11	事後	「特定個人情報保護評価指針の改正」(令和3年2月5日)に伴う変更
令和3年12月27日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 項番20、27、28、31、54、55、56の2、57、79、85の2、106、108、116(情報提供) 番号法別表第二の規定に基づき、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第9条第1号ロ、第4号ロ、第11条第1号ロ、第12条第1号ト、同条第2号ヘ、同条第4号ト、同条第6号ヘ、同条第8号ト、第12条の二第1号、第14条第1号イ、同条第2号イ、20条第2号イ、第21条第1号イ、同条第2号イ、同条第3号、第22条第1号イ、第2号から第11号、第28条第1号イ、第2号から第10号、第29条第1号、第30条第4号、第31条第1号ハ、同条第2号ハ、第4号イ、第5号ハ、第6号ハ、第7号イ、第42条第1号、第43条の4 1号イ、第53条第1号ハ、第2号ロ、第3号イ、第55条第1号ト、同条5号イ、同条第6号ニ、同条第11号ハ、第59条の2の2第1号ト(情報提供)	番号法第19条第8号 別表第二 項番10、14、16、16の2、20、27、28、31、54、55、56の2、57、79、85の2、106、108、116(情報提供)	事後	番号法の改正、 「特定個人情報保護評価指針の改正」(令和3年2月5日)に伴う変更 及び 記載事項修正
令和3年12月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	3件	2件	事後	記載事項修正
令和3年12月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供・移転の有無	提供を行っている 1件	提供を行っている 17件	事後	記載方法の変更
令和3年12月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1	番号法第19条第7号に基づく別表第二第一欄に定める照会者	市町村長	事後	記載方法の変更

令和3年12月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二項番20、27、28、31、54、55、56の2、57、79、85の2、106、108、116(情報提供) 番号法別表第二の規定に基づき、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第9条第1号ロ、第4号ロ、第11条第1号ロ、第12条第1号ト、同条第2号ヘ、同条第4号ト、同条第6号ヘ、同条第8号ト、第12条の二第1号、第14条第1号イ、同条第2号イ、20条第2号イ、第21条第1号イ、同条第2号イ、同条第3号、第22条第1号イ、第2号から第11号、第28条第1号イ、第2号から第10号、第29条第1号、第30条第4号、第31条第1号ハ、同条第2号ハ、第4号イ、第5号ハ、第6号ハ、第7号イ、第42条第1号、第43条の4 1号イ、第53条第1号ハ、第2号ロ、第3号イ、第55条第1号ト、同条5号イ、同条第6号二、同条第11号ハ、第59条の2の2第1号	番号法第19条第8号 別表第二項番10(情報提供)	事後	記載方法の変更
令和3年12月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ②提供先における用途	番号法第19条第7号に基づく別表第二第二欄に定める事務	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	記載方法の変更
令和3年12月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ③提供する情報	番号法第19条第7号に基づく別表第二第四欄に定める情報	身体障害者手帳に関する情報であって主務省令で定めるもの	事後	記載方法の変更
令和3年12月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2～17		追加	事後	記載方法の変更
令和3年12月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1	埼玉県個人番号の利用に関する条例で定める移転先	埼玉県個人番号の利用等に関する条例第四条で定める移転先	事後	文言修正
令和3年12月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 ②移転先における用途	番号法第19条第7号に基づく別表第二第二欄に定める事務	埼玉県個人番号の利用等に関する条例第四条で定める事務	事後	文言修正

令和3年12月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・ 移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 ③ 移転する情報	番号法第19条第7号に基づく別表第二第四欄に 定める情報	埼玉県個人番号の利用等に関する条例第四条 で定める情報	事後	文言修正
------------	--	---------------------------------	--------------------------------	----	------